



健康診断 Q & A

労働者の健康診断については、「雇入れ時の健康診断」及び「定期健康診断」を実施することが事業主に義務づけられています。(労働安全衛生法 第66条)

今号では、健康診断についてよくお問い合わせいただく事項をQ & Aでまとめました。

※本紙における「健康診断」とは、労働安全衛生法に規定される健康診断をいいます。

Q1. 健康診断の対象者は正社員だけですか？

A1. 正社員以外でも「常時使用する労働者」は健康診断の対象者となります。

- 健康診断の対象者となる「常時使用する労働者」とは、次のいずれにも該当する方です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 期間の定めなく雇用されている、又は、雇用期間が1年以上（予定を含む）である 1週間の所定労働時間が、正社員の4分の3以上である
-----	--

Q2. 健康診断はいつ実施すればよいのですか？

A2. 労働者を雇い入れるとき、及び、1年以内ごとに1回実施してください。

実施時期	雇入れ時の健康診断	定期健康診断
	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を雇い入れるとき (労働者から3か月以内に受けた健康診断の結果証明書が提出されたときは省略可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回 深夜業を行う労働者に対しては、6か月以内ごとに1回

Q3. どのような健康診断を実施すればよいのですか？

A3. 「法定健診」という健康診断（又はそれが含まれた健康診断）を実施してください。

- 事業主に実施義務のある健康診断は一般に「法定健診」と呼ばれており、検査項目が法令で定められています。以下の検査項目を網羅していれば、他の名称の健康診断でも構いません。

検査項目	雇入れ時の健康診断	定期健康診断
	<ol style="list-style-type: none"> 既往歴及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 胸部エックス線検査 血圧の測定 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 尿検査 心電図検査 	<ol style="list-style-type: none"> 既往歴及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 胸部エックス線検査及び喀痰検査 血圧の測定 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 尿検査 心電図検査

*網かけの検査項目は、医師の判断により省略が可能。

Q4. 健康診断はどこで受診できますか？

A4. 健康診断は、お近くの医療機関や健診クリニック等で受診できます。

- ・「法定健診」を実施しているかどうかをご確認のうえご利用ください。
- ・加入している健保組合等で「法定健診の検査項目を含む健康診断」を実施している場合は、そちらをご利用いただくと良いでしょう。

Q5. 健康診断の費用は誰が負担するのですか？

A5. 健康診断の費用は、事業主が負担してください。

- ・「雇入れ時の健康診断」と「定期健康診断」の実施義務は事業主にあるため、健康診断の費用は事業主が負担することになっています。

Q6. 労働時間中に健康診断を実施した場合、受診時間中の賃金はカットしてよいですか？

A6. 健康診断に要した時間の賃金は、カットしない方が望ましいとされています。

- ・「雇入れ時の健康診断」と「定期健康診断」の受診に要した時間の賃金については、当然には事業主が負担すべきものではなく、労使で協議して定めるものです。しかし行政解釈においては、「労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい」とされています。

Q7. 健康診断の結果通知書は、本人に渡すだけでよいですか？

A7. 健康診断の結果は、ご本人に通知するとともに事業所でも保管してください。

- ・健康診断の結果は、必ず労働者ご本人に通知してください。
- ・事業所においては、健康診断の結果に基づき『健康診断個人票』を作成し、5年間保存することになっています。
- ・健康診断の事務に従事する方には、**守秘義務**が課せられています。健康診断の事務を担当する方に対しては、予めその旨をお知らせください。
- ・健康診断の結果が担当者以外の目に触れないよう、書類管理には十分ご注意ください。

* 健康診断の実施後は *

- ・健康診断の項目に異常の所見があると診断された方については、その方の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴く必要があります。
- ・医師の意見を勘案し、必要があると認められる場合には、作業の転換や労働時間の短縮等の措置を講じていただくことになります。

* あおぞらスタッフだより *

暑さが厳しい季節となりました。

熱中症を防ぐためには水分補給、日陰の利用、こまめな休憩が有効とのことです。

明治神宮敷地内に CAFÉ「杜のテラス」があります。

原宿駅西口より明治神宮に向かうと真っ先に目に留まる木造の美しい建物で、

ガラス張りの屋内から明治神宮の鮮やかな緑を楽しむことができます。

ステキなカフェで一息ついてこの夏を乗り越えましょう！

